

2026
7月
No.700

か
み
きた
や
ま
広報

かみきたやま



7/5 西原虫送り



7/14 小椋虫送り

■ 主な内容

虫送りほか…………… P 2・3
令和8年6月村議会定例会一般質問…………… P 4～8
I ♥ かみきた・すくすく…………… P 9
新しい地域おこし協力隊の紹介…………… P 9
年金だより…………… P10

お知らせ…………… P11
奈良県医師会健康情報…………… P12
診療所だより…………… P13
こどもの人権相談ほか…………… P14

—— 毎月11日は「人権を確かめあう日」 ——

村の出来事 Topics

虫送り



7月5日（日）に西原地区で、7月14日（火）に小椋地区で虫送りが開催されました。

虫送りは農作物の害虫駆除を目的として、鉦や太鼓をならしながら松明もち、豊作を祈願して村内を練り歩く伝統行事です。

西原地区では有志の方が手作りした松明を手に浄水場前から、小椋地区では水分神社からスタートして大勢の参加者が地区内を練り歩きました。地区内には「おーくったー、おーくったー、むーしーおーくったー」と大きな掛け声が響き渡りました。



「人権の花」運動

6月22日（月）、やまゆり学園にて「人権の花」運動の一環としてひまわりの種植えが行われました。

後期課程の生徒が中心となり、人権擁護委員や先生と一緒に法務省から贈られたひまわりの種を「花と一緒に思いやりの心も育つように」と思いを込めて植えました。



音楽演奏会を開催しました



な ゆ た

6月30日（火）、やまゆり保育園にてペルー発祥の打楽器“カホン”奏者の那有多さんをお迎えし、音楽演奏会を開催しました。

当日は、園児、保護者のほか、未入园児の親子、また、やまゆり学園の先生も参加され、力強く、温かなカホンの音色と楽しい音楽に自然と手拍子をしたり、体を揺らしながら、子どもも大人も笑顔になり、会場は一体感に包まれました。

演奏を聴くだけでなく、子どもたちは実際にカホンなどの楽器に触れる体験タイムも楽しみました。

音楽を通して多くの人が繋がり、^{な ゆ た}那有多さんの音楽の世界をみんなで楽しむ、心に残るひとときとなりました。



差別をなくす村民集会

7月10日（金）、上北山村振興センター大集会室にて「令和8年度差別をなくす村民集会」が開催されました。

貧困により読み書きを学ぶ機会のなかった主人公が、20年をかけて夜間中学に通い、妻への感謝を綴った実話をもとにした映画「35年目のラブレター」が上映され、続いて上北山村人権教育推進協議会総会が行われました。



令和8年

6月村議会定例会

一般質問

6月の村議会定例会において、1名の議員による一般質問が行われましたので、その概要についてお知らせします。

■福西議員

問 職員が安心して働ける組織づくりと行政運営について



上北山村の行政を根底で支える組織のガバナンス、そして議会と執行部のあるべき姿について、今、確認しておかなければならないことがあり、質問させていただきます。

昨年12月議会の人事案件審議の中で起きた事象について、議事録を振り返りますと、

本来の審議対象ではない特定の職員に対し、その補佐体制や職務遂行に関する厳しい意見が出されました。

発言された議員ご自身も、個人攻撃にもなり得ることを前置きされたうえで、あくまで「そのように感じている」という趣旨の主観的な意見を述べられております。

議会が行政をチェックする機関である以上、議員が村政に対して厳しい意見を述べることは当然あります。

しかし、議案の対象者ではない職員個人の職務能力や姿勢について、公の場で発言する場合には、極めて慎重でなければなりません。ましてや、その発言が客観的な事実確認に基づくものではなく、主観的な印象として述べられたものであるならば、なおさらです。

ここで確認しておかなければならないのは、議場における職員の立場であります。地方自治法第121条に基づき、議場に出席する職員は、議会審議に必要な説明を行う

立場であり、自らに向けられた評価や批判について自由に反論する立場にあるとは言えません。反論の機会が十分に保障されているとは言えない公の場で、職員個人の能力や姿勢が一方的に論評されることは、職員の名誉や尊厳、そして働く意欲に重大な影響を与える可能性があります。

また、地方自治法第154条において、地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督すると規定されております。

したがって、議場において自由に反論する立場にない職員に批判の矛先が向けられた場合、組織の長は、事実関係を整理し、必要に応じて職員の名誉や職業的尊厳を守る答弁を行う責任があると考えます。

しかし、当時の答弁では、当該職員に対する批判的な発言を明確に整理することなく、「内部について不具合があるかもしれない」「引くかかるところもある」といった、

むしろ一定程度受け止めるような肯定的発言が重ねてあったと、私は受け止めておりません。

ここに、私は大きな問題があると考えます。

なぜなら、職員の能力評価や職務遂行に関する判断は、本来、内部の適正な手続と客観的な事実確認に基づいて行われるべきものであり、議場における主観的な印象や一方的な評価によって公に位置づけられるべきものではないからであります。私は、この質問を通じて、特定の職員個人の事情に踏み込むつもりはありません。しかし、教育行政の現場を支え、日々その職務に真摯に向き合ってこられた職員の努力や姿勢が、主観的な印象によって一面的に語られたことについては、組織として慎重に受け止める必要があると考えます。加えて、その職員が教育行政に心を尽くしてこられた歩みに対する敬意を決して欠いてはならないと考えます。

そして、残念ながら、その後、当該職員は本村の職を辞することとなりました。もちろん、その理由については個人の事情もあり私がここで断定するものではありません。

また、個人情報に踏み込む意図もありません。しかし、小規模自治体である本村において、教育行政を支えてこられた経験ある職員が職を辞することは、組織にとっても、住民サービスにとっても、決して軽い問題ではありません。

だからこそ、今回の一連の経過について、単に個人の事情として片づけるのではなく、議場での発言、村長答弁、職員への配慮、そして組織としての対応に課題がなかったのかを、冷静に検証する必要があると考えます。これは、当該職員一人の問題ではありません。すべての職員が、安心して職務に向き合える組織であるのか。反論できない立場にある職員を組織として守る仕組みがあるのか。まさに、上北山村の組織ガバナンスそ

のものが問われている問題であります。

また、この問題は議会としても重く受け止めるべきであります。議会は行政をチェックする機関であります。しかし、そのチェック機能は、反論できない立場の職員個人を不確かな評価で傷つけるため

のものではありません。私たち議員ひとりひとりと、公の場で発する言葉の重みを自覚しなければなりません。私自身、議会の一員として、この問題を今日まで看過してしま

ったことについて、反省すべき点があると感じております。

私は本日、単に過去の責任を感情的に追及したいのではありません。しかし、議案の対象者ではなく、自由に反論

できない職員に対し、議場という公の場で不確かな評価が向けられ、執行部がそれに十分な配慮を示さず、議会もそれを見過ごしてしまつ。この

ような構造は、上北山村の行政運営、議会運営として健全とは言えません。今後、議会

と執行部がそれぞれの権限と役割を尊重し、職員が安心して能力を発揮できる組織を再構築する必要があります。

そこで、以下の点についてお伺い致します。

①議場で述べられた当該職員に対する評価や指摘について、村として、事前または事後に事実確認を行ったのでしょうか。また、事実確認が十分でないまま、職員個人に関する評価や指摘を公の場で一定程度受け止めるような答弁を行うことについて、その妥当性をどのように認識され、どのように総括されているのか伺います。

②議場において自由に反論する立場にない職員個人に対して厳しい意見が出された場合、村として、当該職員への聞き取り、面談、精神的なフォロー、職場環境への配慮など、組織として必要な対応を取る仕組みはあるのでしょうか。

さらに、今後同様の事案が生じた際、村長は任命権者として、事実関係を確認し、職員の名誉と尊厳を守る答弁を行うお考えはあるのか。人事評価や職員の能力評価については、議場の印象論ではなく、内部の適正な手続と客観的な評価に基づいて行うという基本姿勢を、村長として明確に示していただきたいと思います。

以上、職員の名誉と安心して働ける職場環境を守る行政運営、そして上北山村の組織ガバナンスを正常化するため、ご見解をお伺い致します。

答 村長

1 点目の職員が安心して働ける組織づくりと行政運営に

ついてのご質問でございますが、昨年12月議会における人事案件の審議に関連し、議案の対象者ではない職員に関する発言があり、それに対する私の答弁のあり方について、組織のガバナンス、職員の名誉や尊厳、安心して働ける職場環境の観点からご指摘をいただきました。

議会は、住民を代表する機関として、執行部の行政運営をチェックする重要な役割を担っており、村政に対して厳しいご意見をいただくことは当然必要なことであると認識しております。一方で、議場に出席する職員は、議会審議に必要な説明を行う立場であり、自らに向けられた評価や批判について自由に反論できる立場にあるものではございません。

そのため、議場において、職員個人の職務遂行や姿勢に関する厳しい意見が出された場合には、議会からのご指摘を真摯に受け止めつつも、組織の長として職員の立場や名誉、職業上の尊厳に十分配慮した答弁を行う必要があるものと認識しております。

当時の答弁につきまして、私自身、教育行政の体制や教育長を補佐する体制について、以前から一定の課題意識を持っていたこともあり、その認識を踏まえて答弁したものでございます。当時の答弁は、教育行政における補佐体制や組織内の連携について私なりの考えを述べたものであり、特定の職員を一方的に否定する意図や職員を守らないという意図があったというものではありません。

また、その後、管理職会からも議場において職員個人に関する厳しい意見が出された場合には、職員の立場に寄り添い、組織として職員を守る姿勢を示してほしいとの意見をいただきました。その際にも申し上げたところでありますが、私としても職員を守るべきところは守るという考えに変わりはございません。

職員は村政を支える大切な

1 点目の職員が安心して働ける組織づくりと行政運営に

ついてのご質問でございますが、昨年12月議会における人事案件の審議に関連し、議案の対象者ではない職員に関する発言があり、それに対する私の答弁のあり方について、組織のガバナンス、職員の名誉や尊厳、安心して働ける職場環境の観点からご指摘をいただきました。

議会は、住民を代表する機関として、執行部の行政運営をチェックする重要な役割を担っており、村政に対して厳しいご意見をいただくことは当然必要なことであると認識しております。一方で、議場に出席する職員は、議会審議に必要な説明を行う立場であり、自らに向けられた評価や批判について自由に反論できる立場にあるものではございません。

そのため、議場において、職員個人の職務遂行や姿勢に関する厳しい意見が出された場合には、議会からのご指摘を真摯に受け止めつつも、組織の長として職員の立場や名誉、職業上の尊厳に十分配慮した答弁を行う必要があるものと認識しております。

当時の答弁につきまして、私自身、教育行政の体制や教育長を補佐する体制について、以前から一定の課題意識を持っていたこともあり、その認識を踏まえて答弁したものでございます。当時の答弁は、教育行政における補佐体制や組織内の連携について私なりの考えを述べたものであり、特定の職員を一方的に否定する意図や職員を守らないという意図があったというものではありません。



答 村長

1 点目の職員が安心して働ける組織づくりと行政運営に

存在であり、職員が安心して職務に向き合える環境を整えることは、任命権者としても、組織の長としても重要な責務であると考えております。一方で、職員を守ることと職責に応じた役割を求めることは、決して矛盾するものではありません。

ただし、その職責に関する確認や指導は、本来、組織内部の適正な手続きと事実確認に基づいて行うべきものであり、議場における印象や一方的な評価によって行うものではないと考えております。

今回の件を振り返りますと、議場という公の場において、職員本人が自由に反論できる立場にない中で、職員個人に関する評価や指摘がなされたことに対し、私の答弁が事実関係を十分に整理した上のものである内容であったか、また、職員の名誉や尊厳に対する配慮が十分であったかという点については、反省すべき点があったものと受け止めております。当時、議場にて

述べられた当該職員に対する評価や指摘について、事前または事後に事実確認を行ったかとの質問についてですが、議会での発言の前に、当該発言内容について村として事前に事実確認を行っていたものではございません。

また、議会後につきまして、当該職員の勤務状況や職場内での状況について、日常的な業務上の把握は行っていたものの、議場での発言ひとつひとつについて、本人の聞き取りを含め、組織として改めて十分な事実確認を行ったとは言えないものと認識しております。

今後、同様の事案が生じた場合には、議場での発言内容をそのまま職員個人の評価として受け止めるのではなく、まずは事実関係を確認する必要があるものと考えています。具体的には発言の内容が職員個人の能力、姿勢、職務遂行状況などに関わるものである場合には所属長や関係課を通じ、必要に応じて本人や

関係職員から事情を確認し、事実と評価、また議場での印象や主観的な意見とを分けて整理することが必要であると考えています。

事実確認が十分でないまま、職員個人に関する評価や指摘を公の場で一度受け止めるような答弁を行うことの妥当性についてですが、職員の職務遂行や能力に関する評価は、本来、人事評価制度や所属長による日常の業務管理など、内部の適正な手続きと客観的な事実確認に基づいて行われるべきものです。

したがって、議場における印象や主観的な評価によって職員個人の評価が公に位置づけられるようなことは適切ではなく、村としてもその点は明確に区別して考える必要があると認識しています。当時の答弁につきましては、私自身の組織運営上の課題意識を述べたものであったとはいえ、結果として職員個人への指摘を一定程度追認したかのよう

に受け止められた面があったとすれば、その点は適切さを欠いた部分があったものと受け止めています。

今後は議場において、職員個人に関する評価や指摘があった場合には、議会からのご意見を受け止めつつも、事実確認が必要であること、また、人事評価や職務上の判断は内部の適正な手続きに基づくものであることを明確にしたうえで答弁してまいります。

議場において自由に反論できる立場にない職員個人に対し、厳しい意見が出された場合の組織としての対応についてですが、これまで職員の不安や負担を把握するための相談先として、所属長や総務課等が想定されていましたが、今回のような事案に対し、組織として速やかに状況を確認し、必要なフォローを行う仕組みが十分に整っていたとは言いがたいものと認識しています。

また、実際の対応においても、本人の状況確認や精神的負担への配慮、産業医面談や

外部相談窓口への接続など、組織として積極的に行うという点では十分でなかった面があったものと受け止めております。今後は、本人からの申し出を待つだけでなく、議会における発言等により職員に不安や負担が生じるおそれがある場合には、所属長や総務課を中心に、速やかに本人の状況を確認してまいります。

その上で、必要に応じて副村長等とも連携しながら、勤務上の配慮、衛生委員会を通じた産業医面談、外部相談窓口の活用などにつなげ、組織として適切なフォローを行い、職員本人が相談しやすい雰囲気づくりや、職員の変化を早期に把握できる関係づくりに努めてまいります。

今後、同様の事案が生じた際、任命権者として事実関係を確認し、職員の名誉と尊厳を守る答弁を行う考えがあるのかとの質問についてですが、職員個人の名誉や尊厳にかかわるような発言が議場でなされた場合には、事実関係

が確認できていない段階で、その評価を村として追認するよう受けとめられる答弁は避けなければならないと考えています。

議会からのご指摘については真摯に受け止めつつも、職員個人に関する評価については、まず事実確認が必要であることを明確にし、必要がある場合には、議会答弁の場においても職員の立場や名譽に配慮した答弁を行ってまいります。その上で、職員の職務遂行上の課題がある場合には、議場で個人を論評するのではなく、組織内部において所属長や関係部署を通じて確認し、必要な指導・助言・改善を行うことが基本であると考えています。

人事評価や職員の能力評価について、議場での印象論ではなく、内部の適正な手続と客観的な評価に基づいて行う基本姿勢を明確に示すべきとのご指摘についてですが、人事評価や職員の能力評価は、職員の日常の勤務状況、職責

に応じた役割の遂行状況、所属長による把握、内部の評価手続などに基づき、客観性と公平性を確保しながら行うべきものです。

この基本姿勢については、村として明確にしておく必要があると考えています。職員は村政を支える大切な存在であり、とりわけ小規模自治体である本村においては、ひとりひとりの職員が担う役割は非常に大きいものがあります。現在、村としては、個別の案件にとどまらず、今後の村の将来像や持続可能な行政運営を見据えながら、職員ひとりひとりが役割を果たし、安心して働くことができる組織づくりに取り組んでいく必要があると考えています。

今回の件につきましては、私自身、議会答弁における職員への配慮、組織としての事後対応、また職員が安心して働ける環境づくりという点において、改めて考える機会であったと受け止めています。今後は、議会と執行部がそれ

ぞれの役割を尊重しながら建設的な議論を行うとともに、職員個人の名譽や尊厳にも十分配慮し、健全な行政運営と組織力バナンスの確保に努めてまいります。

■福西議員

今、村長が答弁の中でもおっしゃいましたが、大切なのは、誰が見ても公平公正な透明性のあるルールを、仕組みを、役場としてつくることだと思います。

そして、事実確認や適切な評価、また相談窓口、そして不利益を受けないような対応について、組織として誰が見ても明確な制度を整える必要があると思うのです。このことは先ほど述べられていましたが、理事者側は、執行部だけではなくて、我々議会も共に考えていくべき大切な課題だと思っています。

職員の皆さんが安心して働ける職場づくりを進めること、その延長線上に安定した住民サービスがあり、その先

に村民の皆さんの暮らしを支える地域振興があり、それが村全体の発展につながるものと思います。今回の事象を契機に、誰もが安心して職務に向き合える透明性のある仕組みづくりに具体的に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

■福西議員

問 国道169号の重点整備に向けて



現在、本村側では伯母峯峠

道路、下北山村側では上池原トンネルを含む道路整備が進められており、いわば本村の南北両方の玄関口が、ほぼ同時期に高規格化されようとしています。しかし一方で、その両方の玄関口を結ぶ、本村の生命線とも言つべき「河合から前鬼までの区間」について

では、依然として線形不良、狭隘区間、災害リスクなどの課題を抱えたままであります。そこでお伺い致します。

国道169号の「河合から前鬼までの区間」を、伯母峯峠道路、上池原トンネルに続く、本村における「第三の整備ステージ」として明確に位置づけるべきであると考えます。

そして、この区間の整備を、村のインフラ政策における最優先課題の一つとして掲げ、単なる継続要望にとどめるのではなく、事業化に向けた環境調査、ルート検討、概略設計など、次の具体的なプロセスへ一日も早く進めていく必要があると考えてます。

そのためには、国・県に対して、具体的な整備方針やタイムスケジュールを示しながら、より強力かつ戦略的に働きかけていくべきではないでしょうか。本村として、この「河合から前鬼までの区間」を今後どのように位置づけ、どのような方針で国・県へ要

望・協議を進めていくのか、ご見解をお伺い致します。

答 村長



現在、国道169号につきましては、本村北側において国の直轄権限代行事業として伯母峯峠道路事業が進められており、根幹でありましたトンネル本体工事につきましても、本年3月に契約締結され、現在、作業着手に向けて順次進められています。

また、伯母峯峠道路周辺整備ほか工事、川上村側においては、伯母峯峠道路1号橋ほか進入路整備工事について、7月開札に向けた入札公告が行われています。さらに、南側においては上池原トンネル工事が着手されており、本村を取り巻く広域道路ネットワークを大きく前進していると

ことです。

しかしながら、ご指摘のとおり、両手を結ぶ現道区間では毎年崩土や法面崩壊等により通行止めが発生しています。令和6年4月には、西原大栃付近において23日間の通行止めとなり、村内交通が寸断される事態となりました。特に河合く前鬼間においては、昨年には河合旧更谷石油南側及び白川戸賀トンネル北側、さらに本年3月には白川トンネル南側、4月には白川深瀬付近において法面崩落が発生しており、常に土砂災害の危険性を抱えている状況です。

本区間は、住民生活はもとより、救急医療、観光、防災、物流などを支える本村の生命線といふべき極めて重要な道路であり、まさに命の道です。その機能強化は喫緊の課題であると認識しています。そのため、村としても、河合から前鬼までの区間は、伯母峯峠道路、上池原トンネルに続く重要な整備区間として重

点的に整備を求めていく必要があると考えています。

本区間の事業化に向けたプロセスにつきましては、奈良県道路整備基本計画に基づき、道路整備の必要性や事業環境、関連事業の実現可能性、さらには財政状況や事業手法等を踏まえ、優先度が判断されることとなっております。その第1段階として、まずは新規調査路線として位置づけられることが重要であると考えています。

このため、本村としては、継続的に要望活動を行うことはもちろん、国道169号改良促進三村協議会としても、国、県に対し強力に要望活動を実施してまいります。

今後安全安心を支える道路整備を推進するとともに、紀伊半島アンカールートを構成する災害に強い道路ネットワークの整備に向け、国、県への要望活動を継続してまいります。

議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力

をお願いします。

福西議員

今ご答弁のとおり、昨年の12月から今日まで、その河合前鬼線で3か所、中規模の崩落災害がありました。これは、孤立集落になる紙一重でありまして、今申された通り、三村協議会を大いに活用していただいて、引き続き国、県へ力強く働きかけていただくことをお願いします。



〜上北山村に縁あって移り住まれた方を紹介するコーナー〜

I♥かみきた

西原在住
近野 聖菜さん
山形県出身/
令和6年4月移住



る幸せを実感できています。

Q 移住して大変だったことは？

移住前に崩落等があり、引越して直ぐから辻堂山線を利用して子供の通学や出勤をした事です。

Q 上北山村の第一印象と、今の印象は？

第一印象は米沢と同じ盆地で川が多い場所で、村民がめちゃくちゃ少ないと感じました。

現在は同じ盆地だけど、山が近くて見上げた空が物凄く狭く感じます。

お年寄りの方々が物凄く働き者で驚愕しました。

村民の皆さんの外見年齢と実年齢が違い過ぎて、何故若く維持する事ができるのか健康法が気になります。

Q 村内でお気に入りのスポットは？

西原八坂神社、梅屋商店、ケヤキ工場の三か所がお気に入りです。

Q 移住してから印象に残った出来事は？

移住して直ぐの通学や通勤で利用した辻堂。時間制限にヒヤヒヤしながらも、フォレストかみきたで温泉三昧で過ごした数週間です。

Q 休日は何をして過ごしていますか？

子供の習い事に連れていたり、家族で何もない日は古書店や本屋、カフェ巡りをしています。



かね いわ しょう こ
金岩 将吾くん(4歳)

お母さんからの一言

生まれてきてくれてありがとう。
あなたの優しい笑顔は家族みんなの宝物です。
少し泣き虫なところも愛しく、
毎日たくさんの幸せをもらっています。
これからも元気いっぱい、
すくすく大きくなあれ☆



新しい地域おこし協力隊を紹介します



田中りを
(大阪府出身)

地域おこし協力隊として移住してきました“田中りを”と申します！
企画政策課の方と連携しながら観光の情報発信に携わらせて頂きます。
長く大阪に住んでいたのですが、元々の出身は桜井市なので奈良の地域に密接に関わることができて嬉しいです！
至らぬ点もあるかと思いますが、これからよろしくお願いします。

年金だより

令和8年度「わたしと年金」 エッセイの募集

日本年金機構では、役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

この取組の一環として、広く皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただくよう、ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマに、「わたしと年金」エッセイを募集しています。

応募作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲示やリーフレットの設置につきまして、ぜひ、ご理解とご協力をお願いします。



■主催 日本年金機構

後援:厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、
全国都道府県教育委員会連合会

■応募資格 中学生以上の方

■応募締切 令和8年9月7日(月) 当日消印有効

■提出先 〒168-8505東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構事業推進統括部地域年金事業グループ
「わたしと年金」担当

■賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
(表彰状の授与並びに記念品を贈呈します。)

※応募要項や過去の受賞作品等、詳細は日本年金機構ホームページ
をご覧ください。

村の 電話帳



役 場(代表) 2-0001
総務課 2-0001
企画政策課 2-0002
建設課 2-0003
住民課 3-0223
出納室 9-0207
議会事務局 9-0703

ワースリビングかみきた
診療所 2-0016
(休日及び午後5時15分以降
は、役場に転送されます。)

保健福祉課 3-0380
社会福祉協議会
2-0129

教育委員会 2-0066

上北山やまゆり学園
2-0027

やまゆり保育園
2-0230

村民総合会館 3-0330

白川公民館 3-0120

ふるさとふれあい会館
3-0218

一般社団法人
ツーリズムかみきた 2-0102

上下北山衛生センター
し 尿 5-2227
ご み 5-2251

吉野警察署
0747-53-0110
大淀消防署北山分署
5-2450

吉野土木事務所
工務第二課 2-0098

関西電力送配電株高田配電営業所
0800-777-8810

火 災 時 の 通 報

119通報(消防署)
と同時に、役場にも必
ず通報してください。

奈良県広域消防組合消防吏員採用試験のご案内

～特別な試験対策は不要!～

従来の教養試験を廃止し、基礎的な知能や適性を測る「SCOA(総合適性検査)」を導入。学校活動や仕事で忙しい方も受験しやすくなりました。

「人の役に立ちたい」「地元で働きたい」そんな思いを、仕事にしてみませんか。



募集職種：消防吏員

資格条件：18歳以上30歳未満

申込方法：当組合ホームページに掲載の
受験案内にてご確認ください。

採用ページ：

<https://www.naraksk119.jp/saiyou>



問い合わせ

奈良県広域消防組合消防本部人事企画課人事係

TEL：0744-20-1119

ハロートレーニングの ご案内

ハロートレーニング(公共職業訓練)をご存じでしょうか。

原則受講料無料で受講できる職業訓練で、希望される仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得できます。就職へのサポートもハローワークが行います。

パソコン操作やWEBデザイン、介護、美容、ものづくり等様々なコースがあります。募集中のコースは奈良労働局ホームページをご覧ください。

お申込みについては、ご住所所轄の
ハローワークにお問い合わせください。



問い合わせ

奈良公共職業安定所 職業相談第2部門	TEL0742-36-1601(42#)
大和高田公共職業安定所 職業相談第2部門	TEL0745-52-5801(42#)
桜井公共職業安定所 職業相談部門	TEL0744-45-0112
下市公共職業安定所 求人・職業相談部門	TEL0747-52-3867
大和郡山公共職業安定所 職業相談部門	TEL0743-52-4355

令和8年8月 **奈良県医師会の学術部会が行う健康相談** お気軽に
お問合せください

相談日の種類	日 時	予約の必要	主催する部会
精神科に関する健康相談	8月3日[月] 午前11時～12時	予約必要 ※受付締切 7月27日(月)	奈良県医師会 精神々経科部会
目の健康相談	8月18日[火] 午後2時～3時	予約必要 ※受付締切 8月10日(月)	奈良県眼科医会
整形外科に関する健康相談	8月25日[火] 午後2時～3時	予約必要 ※受付締切 8月24日(月)	奈良県医師会 整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	8月26日[水] 午後2時～3時	予約必要 ※受付締切 8月25日(火)	奈良県医師会 内科部会

場 所 奈良県医師会館 1階 県民健康サービス室 (近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

●鼻に関する「講演会」と「無料相談」の案内

講演会名	日 時	場 所	内 容
鼻の日講演会	8月6日[木] 午後2時30分～4時30分	奈良県医師会館 橿原市内膳町 5-5-8	○講演会 「咽頭がん・口腔がん治療の新たな展開」 奈良県立医科大学 耳鼻咽喉・頭頸部外科学 病院教授 上村裕和 先生 ○無料相談

連絡先 〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会各主催部会
TEL **0744-22-8502** FAX **0744-23-7796**

「ダニにご用心」SFTS (重症熱性血小板減少症候群) を中心に

『ダニに注意』というポスターをみたことはありませんか？

ダニが媒介する感染症に注意するよう、野山の散策、畑や山林での作業の際は、肌を露出しない服装で、家に帰ったらダニがついていないか確認するよう、注意喚起しています。

ダニが媒介する感染症で今一番の話題は、SFTS (Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome:重症熱性血小板減少症候群) ではないでしょうか？ダニが持っているSFTSウイルスが、吸血している間にヒトの身体に入り感染します。ダニに刺されて数日～2週間ほどで発熱、消化器症状、頭痛、筋肉痛などが現れ、その後、意識障害や出血症状などが出てきて、死亡する場合があります。血液検査で白血球や血小板の減少が見られます。

ネコやイヌも感染し、それらの動物からヒトに感染することも、ヒトからヒトへの感染もあります。体液から感染するので、診察に当たる獣医師や医療関係者にはゴーグルを含めた感染防御具の着用が求められます。感染の疑いのあるペットの飼い主も同様の対応が必要です。

媒介するダニはマダニで大きさ2ミリ程度、吸血すると1センチ以上になります。ダニがついていたら無理に引き離さず皮膚科や外科に受診しましょう。

ほかに、発熱と刺し口、発疹が特徴的な症状であるツツガムシ病や日本紅斑熱などもダニが媒介します。

病原体は細菌の一種のリケッチアです。これらは動物からヒト、ヒトからヒトへの直接の感染はありません。

紅斑熱は世界各地にあります。他に熱発作を繰り返す回帰熱にもダニが媒介するものがあり、海外渡航の際にもダニには要注意です。

奈良県医師会

診療所 だより 夏本番に向けて



上北山村国民健康保険診療所
医師 数本 昂平

皆さん、こんにちは。診療所の数本です。

いよいよ夏本番が近づいてきました。4月に赴任してから早くも3カ月が経ち、村民の皆さんの温かさに支えられながら、診療所での仕事にも少しずつ慣れてきました。

ところで、皆さんはサッカーW杯をご覧になりましたか。日本代表の活躍から、たくさんさんの勇気と元気をもらえましたね。グ

ループリーグ第3戦のスウェーデン戦は診療時間と重なっていましたが、待合で患者さんが目を輝かせながら応援されている姿を見て、私もとても嬉しくなりました。

私が専門としているスポーツ医学は、競技スポーツだけでなく、皆さんが日頃取り組まれている卓球や体操、散歩などの運動も対象としています。厚生労働省では、健康づくりのために「週2回以上、1

回30分以上の運動」を勧めています。私自身もランニングやフットサルを楽しみながら、この目標を達成できるよう心がけています。

これから暑さが厳しくなる季節です。熱中症対策として、水分補給や適度な休憩を忘れず、無理のない範囲で運動を続けていただければと思います。暑い夏を元気に乗り切りましょう。

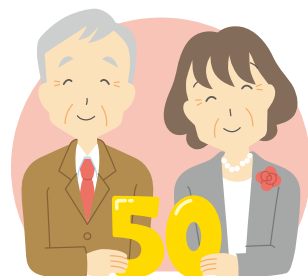


・・・金婚式（結婚50年）を迎える方へ・・・

村では、9月15日の敬老の日にあわせて、敬老祝金と金婚祝金を贈ります。

いずれも9月1日現在で村内に住民登録があり、1年以上村内に居住している夫婦が対象です。祝金は11月14日（土）ワースリビングかみきたにて開催予定の「長寿と健康の集い」にてお渡しします。

金婚式の方は申請が必要です。下記の対象に該当する方は8月31日までに住民課までご連絡下さい。



■ 金婚式 対象

昭和51年4月1日～昭和52年3月31日に婚姻届を提出した夫婦 祝金2万円

連絡先 住民課 TEL.07468-3-0223

てんいち先生



税・保険料の納期限

【7月30日】

- ・固定資産税 第2期
- ・国民健康保険税 第1期
- ・後期高齢者保険料 第1期

納期限までに納めましょう。
便利な口座振替もご利用ください。

村のようす

世帯数	270 (+1)
人口	402 (+2)
男性	213 (+1)
女性	189 (+1)
面積	274.22km ²

令和8年7月1日現在



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

こまっけない？
なやんでない？
いっしょにかんがえよう！



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などのこどもの人権に関わる問題について、人権擁護委員及び法務局職員が下記のとおり無料・秘密厳守で相談に応じます。

- 日時 令和8年8月28日(金) から同年9月3日(木) まで
午前8時30分から午後7時まで
ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで

全国一斉「こどもの人権相談」電話番号
0120-007-110 (フリーダイヤル)

平日:8時30分～19時 土日:10時～17時

※携帯電話・スマートフォン使用可、一部のIP電話使用不可

- 対象 県内在住の児童・生徒及びその保護者などの大人
- 相談員 人権擁護委員及び法務局職員

学校のタブレット
で相談
**こどもの人権
SOSチャット**



ラインで相談
@linejinkensoudan
**法務局
LINEじんけん相談**



インターネットでも相談を受け付けているよ。
こどもの人権SOS-eメール



- ✓ お金はかからないよ
- ✓ 秘密は守るよ
- ✓ 名前を言わなくてもいいよ



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間キャッチコピー
「こまっけない?なやんでない?いっしょにかんがえよう!」

お問い合わせ

奈良地方法務局人権擁護課
電話 0742-23-5457

火遊び・花火による火災を防ぎましょう。

夏は、花火のシーズンです。しかし、取り扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。花火の使用は、一歩間違えると大規模な火災ややけどに繋がります。次の注意点を守り、後片付けまできちんと行いましょう。また、もしものときの対処法などを確認しておきましょう

～花火をする際の注意事項～

- ① 子どもだけで花火をしない。
- ② 周りに燃えやすい物がないか確認する。
- ③ 水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④ 風の強い日は花火をしない。

119番通報は
橿原市の通信指令課に
繋がります

奈良県広域消防組合
大淀消防署 吉野分署